

第160回定時株主総会

事業報告（2024年4月1日から2025年3月31日まで）

目次

事業報告	1
連結計算書類	23
計算書類	25
監査報告書	27

三菱製紙株式会社

証券コード 3864

事業報告 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当期における我が国経済は、雇用・所得環境の改善に伴い緩やかな回復基調となりました。一方で、物価上昇や為替相場の急激な変動、長期化するウクライナ紛争や中東情勢などの地政学リスクが原燃料価格に与える影響、米国の通商政策による影響、不動産不況を背景にした中国経済の減速など、依然として先行きの不透明な状況が続いております。

このような状況下、当社グループは、生産性向上やコスト削減に取り組み、販売面では新製品の拡販に努めました。

「中期経営計画」(2023年3月～2025年3月期)の最終年度となる本年は、以下3つの基本方針に沿って、精力的に取り組みを進めました。

①「選択と集中」、「新事業拡大」による収益力の強化

2024年4月1日付及び7月1日付で当社への子会社の統合(4社)、また、子会社間の統合(2社)によるグループ組織再編を実行し、効率化を進めました。今後も更なるグループの組織変革を進め、収益性向上とコーポレートガバナンスの強化を図ってまいります。また、老朽化が進行した高砂工場生産設備を停機したほか、需要減少により稼働率が低下していた北上工場生産設備の停機を決定しました。工場内あるいは工場間で効率の高いマシンへと生産を集約することで、固定費削減と生産効率改善を進めてまいります。

②グリーン社会への貢献

当社グループの持続的な成長と中長期的企業価値の向上に向け、気候変動が事業に与えるリスク・機会の両面に関して、TCFD(気候関連財務情報開示タスクフォース)の提言に沿った情報開示を実施しております。

生物多様性の維持・保全活動の取り組みが評価され、当社の福島県の村火(むらび)社有林が環境省より、「自然共生サイト」に認定されました。当社は「生物多様性のための30by30アライアンス」にも参加しており、今後も環境価値を創出し持続可能な地球環境に貢献すべく取り組んでまいります。

③サステナビリティ向上のための組織変革

2023年4月に制定した「三菱製紙グループサステナビリティ基本方針」に則り、ステークホルダーの皆様からの信頼と共感を得ることを通して企業価値の向上を図ると共に、さまざまな社会的課題の解決につなげ、サステナブルな社会の実現に貢献してまいります。当社グループのサステナビリティ推進活動のあり方について、株主の皆様にも実体験を通してご理解いただくため「三菱製紙 ニッシー・カッシーの森」制度での植樹体験を実施しました。また、全てのステークホルダーの皆様当社グループの企業活動全般をご理解いただくため、統合報告書において、より詳細な情報開示を進めました。当社グループでは昨年度に基幹システムを刷新しましたが、さらにデジタル化を推進し、業務効率化や作業安全強化のみならず、企業価値向上に資するDXにも取り組んでまいります。

これらの結果、当期の連結売上高は1,759億4千2百万円（前期比9.1%減）となりました。

損益面では、国内製品の価格改定効果やコストダウン効果はありましたが、欧州圏での市況低迷の継続や数量減等により、連結営業利益は45億6千7百万円（前期は54億1千万円）、連結経常利益は45億4千8百万円（前期は70億9千8百万円）となりました。親会社株主に帰属する当期純利益は43億4千3百万円（前期は41億7千万円）となりました。

連結売上高

(単位:百万円)

193,462

175,942 (△9.1%)

2023年度
(第159期)

2024年度
(第160期)

連結営業利益

(単位:百万円)

5,410

4,567 (△15.6%)

2023年度
(第159期)

2024年度
(第160期)

連結経常利益

(単位:百万円)

7,098

4,548 (△35.9%)

2023年度
(第159期)

2024年度
(第160期)

親会社株主に帰属する当期純利益

(単位:百万円)

4,170

4,343 (4.2%)

2023年度
(第159期)

2024年度
(第160期)

(2) 事業区分別の営業の概況

売上高構成比



売上高 **88,179** 百万円 (前期比9.4%減)
営業利益 **3,340** 百万円 (前期比17.6%減)

製品サービス

インクジェット用紙、感熱紙、PPC用紙、その他情報用紙、建築用原紙、機能性不織布、感光材料

情報用紙関連製品では、感熱紙はPOS市場用途の需要を取り込み販売金額は前年を上回りました。ノーカーボン紙、PPC用紙は需要減少により販売金額は前年を下回りました。

イメージング関連製品では、インクジェット関連は製品価格改定により販売金額は前年並みとなりました。

機能材関連製品では、蓄電デバイス用セパレータは中国向け需要増で販売金額は前年を上回りました。水処理膜基材は中国市場における競争激化により販売金額は前年を下回りました。テープ原紙は海外向けの販売好調により、販売金額は前年を上回りました。

ドイツ事業は、ドイツを含めた欧州圏の経済の停滞、価格競争激化等により、販売金額は前年を下回りました。

この結果、機能商品事業は減収減益となりました。

情報用紙関連製品では、感熱紙はPOS市場用途の拡販促進に加え、環境配慮型感熱紙の需要獲得に取り組めます。PPC用紙は大手通販向けの需要獲得、環境配慮型高付加価値品の拡大により収益の安定化を図ってまいります。

イメージング関連製品では、大型ポスター・ラベル用途や好調なアジア新興国向けへの更なる拡販に取り組んでまいります。

機能材関連製品では、水処理膜基材は、工業用途及び海水淡水化プラント用途の需要獲得に取り組んでまいります。蓄電デバイス用セパレータは、車載用電装に使用されるコンデンサ市場向けの拡販に取り組んでまいります。テープ原紙は、市場ニーズに適合した製品開発に注力してまいります。化粧板原紙や壁紙用裏打紙は生産効率の改善等により収益の安定化を図ってまいります。

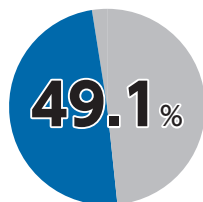
ドイツ事業は、欧州域外での拡販や生産効率の改善等の事業構造改革を推進し、収益の安定化を図ってまいります。

事業ToPiCS リサイクル可能な写真グレードのインクジェットメディア

従来のインクジェットメディアはプラスチックフィルムを使用しており、リサイクルが不可能でした。当社独自の超精密塗工技術により、プラスチックフィルムを使わずに高い光沢感を発現し、色鮮やかにプリントアウトができる製品を開発しました。リサイクルも可能な地球環境に優しいインクジェットメディア製品です。



売上高構成比



紙素材事業

売上高 **89,238** 百万円 (前期比8.5%減)
営業利益 **1,347** 百万円 (前期比14.5%増)

製品サービス

非塗工印刷用紙、微塗工印刷用紙、塗工印刷用紙、特殊印刷用紙、衛生用紙、包装用紙、白板紙、
その他特殊用紙、晒クラフトパルプ、特殊パルプ

印刷用紙では、需要の減少傾向が継続している国内市場において製品価格改定や市場要望の高い製品への置き換えを進めましたが、販売金額は前年を下回りました。

包装紙では、国内外ともに晒クラフト紙の増販に注力し販売数量、金額ともに前年を大きく上回りました。

市販パルプでは、国内向け製品価格改定に加え、輸出向け販売数量を拡大した結果、販売金額は前年を上回りました。

円安による原燃料コスト高に対応した製品価格改定と、需要動向に応じた生産体制最適化のコストダウン効果により、主力の八戸工場は前期に続き増益を確保することができました。

この結果、紙素材事業は減収増益となりました。

印刷用紙では、改定した製品価格を維持しつつ、需要動向に応じた生産体制最適化と在庫水準適正化の取り組みを継続してまいります。

市販パルプでは、引き合いが強い国産材100%パルプの供給体制を整備し、市況の動向を踏まえながら、針葉樹パルプを始めとする高付加価値製品の拡販に注力してまいります。

包装紙では、持続可能な社会への意識の高まりを背景とした脱プラ・減プラ需要を国内外問わず取り込み、ユーザーニーズに合致した特長ある製品を増販してまいります。

北上工場のN1抄紙機を停機し八戸工場の高効率製造設備への集約を進め、八戸・北上両工場のさらなる生産効率化及びコストダウンの追求により、事業基盤を一層強固にしております。

事業ToPiCS 紙パッケージ分野で採用が広がる発色性に優れた包装紙

当社晒クラフト紙をベースに開発した片面クラフトコート紙（晒クラフトコートN FSC認証-MX）が、菅野包装資材株式会社（兵庫県加西市）を通じてネスレ日本株式会社（兵庫県神戸市）のペットフード「モンペチ クリスピーキッス」の紙パッケージに採用されました。

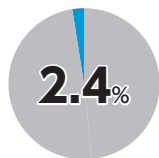
これまで紙パッケージで課題となっていたグラビア印刷やフレキソ印刷の発色性を大幅に改善できることが評価され採用されました。引き続き、包装分野の商品を拡充しながらパッケージ分野への製品ポートフォリオ転換を図ってまいります。



当社晒クラフトコートN FSC®認証-MXが採用された紙パッケージ

FSC® C021528

売上高構成比



その他事業

売上高 **4,451** 百万円 (前期比20.9%減)

営業利益 **73** 百万円 (前期比70.1%減)

製品サービス

エンジニアリング

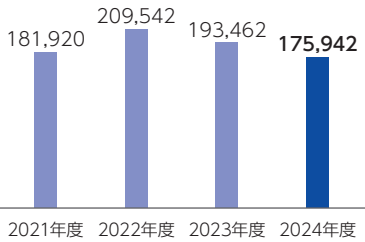
売上高44億5千1百万円と、前期比20.9%減となりました。営業利益は7千3百万円と、前期比1億7千2百万円の減益となりました。

〈事業区分別販売金額〉

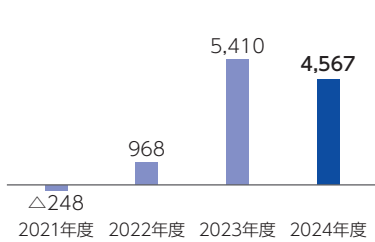
事業区分	2023年度 (第159期)		2024年度 (第160期)		前期比増減 (△印減)	
	上段：売上高 下段：営業利益	金額構成比	上段：売上高 下段：営業利益	金額構成比	金額	比率
機能商品	百万円	%	百万円	%	百万円	%
	97,351	48.6	88,179	48.5	△9,172	△9.4
紙素材	4,053	74.0	3,340	70.2	△713	△17.6
	97,511	48.6	89,238	49.1	△8,272	△8.5
その他	1,177	21.5	1,347	28.3	170	14.5
	5,628	2.8	4,451	2.4	△1,176	△20.9
計	245	4.5	73	1.5	△172	△70.1
	200,491	100.0	181,869	100.0	△18,622	△9.3
消去又は全社	5,476	100.0	4,761	100.0	△714	△13.1
	△7,029	—	△5,926	—	1,102	—
合 計	△66	—	△194	—	△128	—
	193,462	—	175,942	—	△17,519	△9.1
	5,410	—	4,567	—	△843	△15.6

(3) 財産及び損益の状況の推移

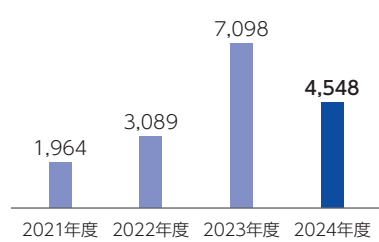
売上高 (単位：百万円)



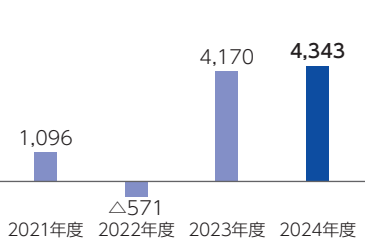
営業利益 (△印損失) (単位：百万円)



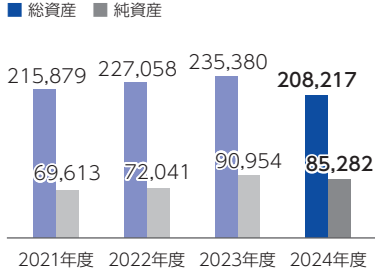
経常利益 (単位：百万円)



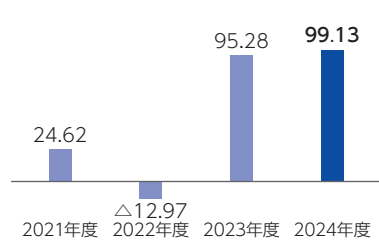
親会社株主に帰属する当期純利益 (△印損失) (単位：百万円)



総資産/純資産 (単位：百万円)



1株当たり当期純利益 (△印損失) (単位：円)



区 分		2021年度 (第157期)	2022年度 (第158期)	2023年度 (第159期)	2024年度 (第160期)
売上高	(百万円)	181,920	209,542	193,462	175,942
営業利益 (△印損失)	(百万円)	△248	968	5,410	4,567
経常利益	(百万円)	1,964	3,089	7,098	4,548
親会社株主に帰属する当期純利益 (△印損失)	(百万円)	1,096	△571	4,170	4,343
1株当たり当期純利益 (△印損失)	(円)	24.62	△12.97	95.28	99.13
純資産	(百万円)	69,613	72,041	90,954	85,282
総資産	(百万円)	215,879	227,058	235,380	208,217

(4) 対処すべき課題

当社グループは「世界市場でお客様の信頼に応える」「常に技術の先端を行く」「地球環境保全、循環型社会に貢献する」を企業理念とし、この理念のもと、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に向けて企業活動を進めています。

2025年4月からは、「中期経営計画（2026年3月期－2028年3月期）」をスタートさせ、取り組んでおります。

【中期経営計画（2026年3月期－2028年3月期）】

当社グループでは、前中期経営計画（2023年3月期～2025年3月期）期間中に「新しい三菱製紙グループの創造」とのスローガンを掲げ、収益基盤強化のための構造改革を進めてまいりました。

この間に整備した体制を基に、収益改善のみならず規模の拡大へと舵を切るべく、「“SHINKA”する130年企業へ」とのスローガンを掲げて2026年3月期より新たな中期経営計画を開始しております。当社は2028年4月に創立130周年を迎えますが、この中期経営計画期間に成長・拡大に向け進化し、130周年の先も進化・発展し続けることを目指しております。

中期経営計画の概要は以下の通りです。

①技術・研究の“SHINKA”（深化）で特色ある機能・環境配慮商品を拡大、生産性向上を加速

- ・前中期経営計画（2023年3月期～2025年3月期）期間中に体制整備・増強を行った研究開発力を、DX活用、技術・人財投資拡充によりさらに強化し、それを基に、成長事業である機能商品事業の規模拡大による増収増益、紙素材事業の収益性向上による増益を進めてまいります。
- ・機能商品事業については、高付加価値化・グローバル展開を進め、情報・画像メディアのシェア拡大、機能性材料のトップランナーへの進化を実現してまいります。
- ・紙素材事業については、環境配慮商品の拡販・生産性向上を進め、包装材・国産材100％パルプの拡販、八戸・北上工場の運営一体化による構造改革を実現してまいります。

②地球環境への貢献を“SHINKA”（進化）

- ・CO₂排出量削減の取り組みを更に加速させ、公約した2030年目標（2013年度比40％削減）の達成に向けた投資を実施してまいります。
- ・国産材の利用推進や、プラスチック資源の再資源化率向上、SDGsに貢献する事業拡大により循環型社会への貢献を進めてまいります。

③ガバナンス・人的資本経営の“SHINKA”（浸化）

- ・品質管理部門の独立性を担保し、監査体制の強化を図ることで品質管理体制の強化を進めています。また、ステークホルダー・エンゲージメントの向上に向け、対外発信の強化・企業文化の変革を進めてまいります。
- ・多様な人財の確保、ワークライフバランス推進、といったダイバーシティ＆インクルージョンの取組、インテグリティ重視の企業文化の確立、従業員への学習機会の充実、DXによる働きやすさ・生産性の両立、といった従業員の成長の取り組みをさらに強化して進めてまいります。

上記施策を講じることにより2027年度には以下の目標の達成を目指します。

<経営数値目標>

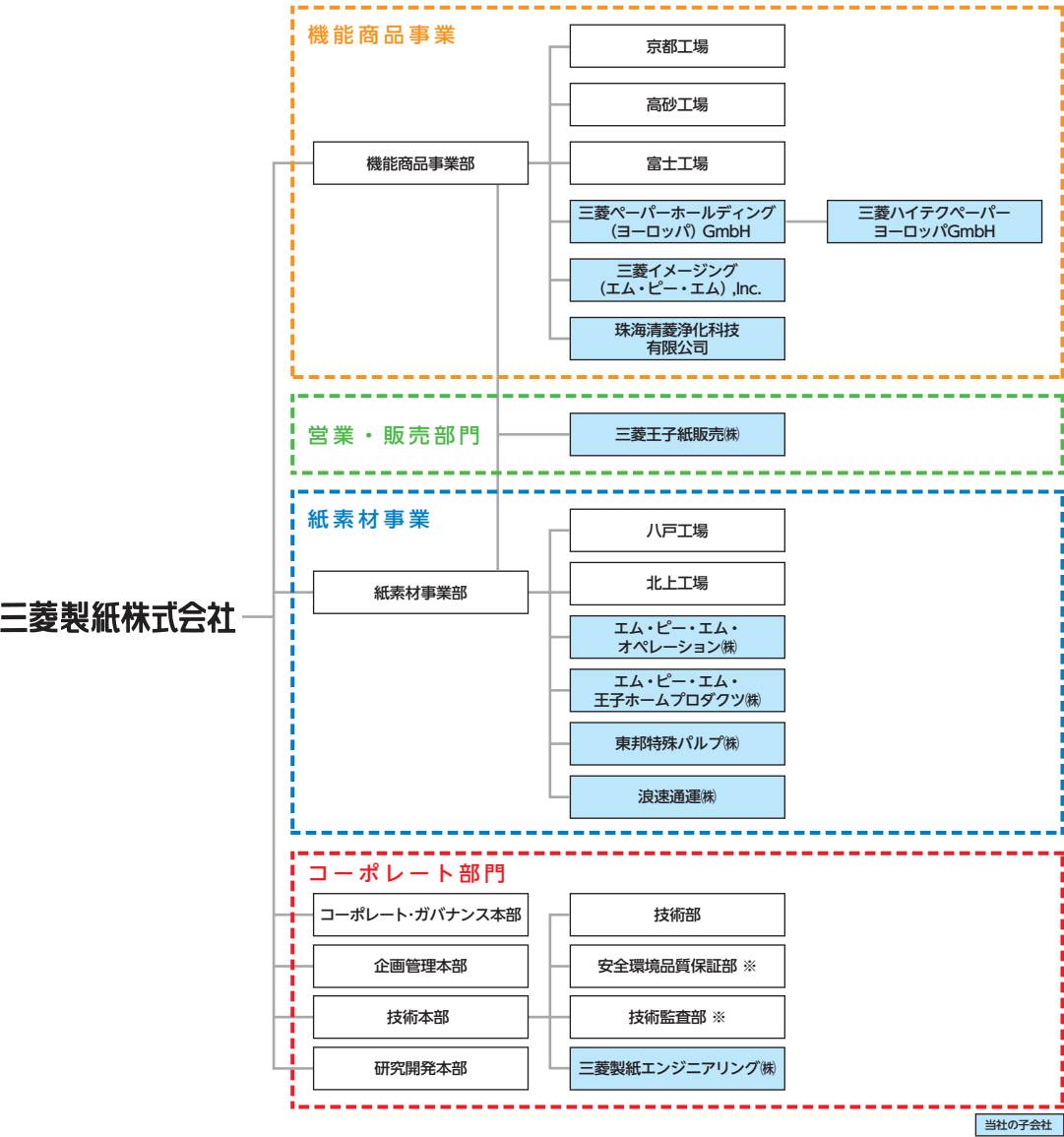
連結指標	目標値（2028年3月期）
売上高	2,500億円
営業利益	200億円
営業利益率	8%
D／Eレシオ	0.7倍
ROE	10%

<前提条件>

為替：145円／US\$、
原油価格（ドバイ）：70US\$／バレル、
石炭価格（豪州）：100US\$／トン

以上の活動を通じて、当社グループは、持続可能な社会に貢献するとともに社会価値を創造して持続的に成長する企業を目指して、企業価値の向上に取り組んでまいります。

2025年4月1日付 グループ組織図



※品質管理体制の強化を図るため、各工場の品質保証部門を本社の技術本部安全環境品質保証部内に移管し、工場製造部門からの独立性を担保。
また、品質監査実施組織を明確化するため、技術本部内に独立した技術監査部を設置（2025年4月1日付）。

【当社子会社における不適切事案への対応】

当社グループである三菱製紙エンジニアリング株式会社で製造した耐熱プレスボード製品に関して、測定データの一部改ざん、及び所定の検査の一部を実施せずに出荷していた事実が判明しました。

この事実に基づき、当社は昨年5月に特別調査委員会を設置し、事実関係、原因、影響を適切に把握するとともに、再発防止に向けた対策に取り組んでまいりました。同委員会では、当該製品以外の製品も含む当社グループ全社の品質不正の有無について調査を行い、2025年5月に報告書を受領しました。また、当社でも調査の中で不正が判明した製品に関わる安全性の確認を進め、トラブルの発生も認識しておりません。

具体的な再発防止策としては、以下の取り組みを実施済みです。

- ・仕様見直しが必要と判断した製品（耐熱プレスボード等）について品質に関係しない試験項目を仕様から除外。
- ・今般の調査で判明した事案に関連し社内規程を見直し。
- ・品質検査部門の検査員に対し、検査項目の設定趣旨等に関する研修を実施。
- ・2025年4月、各工場の品質保証部門を本社の技術本部安全環境品質保証部に所属させる組織改正を実施。工場製造部門からの独立性を担保。
- ・2025年4月、品質監査実施組織を明確化するため、技術本部内に独立した「技術監査部」を設置。
- ・監査対象以外の工場メンバーも加わった抜き打ち品質監査を開始（2025年2月までに国内全工場にて第1回の監査を実施済み）。今後も抜き打ち監査を仕組化。
- ・管理職の在任期間ルール設定等による異動活性化。
- ・社長による国内全工場への訪問や社内広報を通じて品質管理の重要性を徹底。風通しの良い組織づくりについても入社式等でメッセージを発信。
- ・全役職員が参加した外部講師によるコンプライアンス研修（2024年度テーマは「組織風土を改革する（違反事例とその影響）」）。今後の定期開催に本事案も織り込み教訓とする）。
- ・2025年4月、本社コンプライアンス推進機能を強化した組織へ体制変更。
- ・当社をどのような会社にしていきたいか、そこで各人が何を実現したいかを全員参加で考え議論する「クレド作成プロジェクト」を開始。ラインや世代を超えてコミュニケーションを活発化し風通しの良い会社作りに繋げる。
- ・インテグリティ重視の企業文化確立を社内外にメッセージ発信（中期経営計画においても明記）。

受領した調査報告書の内容及びその提言を真摯に受け止め、引き続き、株主をはじめとするステークホルダーの皆様からの信頼回復に向けて全力で業務改善策に取り組んでまいります。

(5) 設備投資等の状況

設備投資につきましては、生産体制の最適化、省エネルギー及び環境対策を中心に実施してまいりました。当期は、30億6千万円の設備投資等を実施いたしましたが、当期中に完成並びに当期末現在継続中の主なものは次のとおりです。

イ. 当期中に完成した主要設備

- ・ 当社
高砂工場 耐熱プレスボード生産設備移設工事
八戸工場 省エネルギー対策
子会社（KJ特殊紙、三菱王子紙販売）統合に伴う基幹システム改修
- ・ 三菱ハイテクペーパーヨーロッパGmbH
倉庫新設および場内倉庫整備

ロ. 当期末現在継続中の主要設備

- ・ 当社
八戸工場 パルプ設備無塩素漂白化
八戸、北上工場 写真用原紙の生産体制最適化対策
八戸工場 5号抄紙機歩留向上対策

(6) 資金調達の状況

当期の設備及び運転資金につきましては、自己資金、金融機関からの借入金及びコマーシャル・ペーパーの発行等により賄いました。

(7) 重要な親会社及び子会社の状況 (2025年3月31日現在)

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金 (百万円)	当社の 議決権比率 (%)	主要な事業内容
三菱王子紙販売株式会社	600	99.9	紙、印刷製版材料、薬品等の販売、 保険代理店業、不動産賃貸
三菱製紙エンジニアリング株式会社	150	100.0	各種機械類の設計、据付及び設備、建設業
浪速通運株式会社	90	100.0	貨物運送及び倉庫業
エム・ピー・エム・王子ホームプロダクツ株式会社	80	70.0	家庭紙等の製造及び販売
東邦特殊パルプ株式会社	60	99.9	特殊パルプの製造及び販売
エム・ピー・エム・オペレーション株式会社	20	100.0	八戸工場の運営管理・生産活動の受託
三菱ペーパーホールディング(ヨーロッパ)GmbH	1,000千ユーロ	100.0	欧州関連会社の統括
三菱ハイテクペーパーヨーロッパGmbH	11,759千ユーロ	100.0	紙の製造及び販売
三菱イメージング(エム・ピー・エム),Inc.	1,000米ドル	100.0	紙及び印刷製版材料の販売
珠海清菱浄化科技有限公司	20,103千元	100.0	機能性材料の製造、加工及び販売

③ 持分法適用会社の状況

会社名	資本金 (百万円)	当社の 議決権比率 (%)	主要な事業内容
エム・ピー・エム・王子エコエネルギー株式会社	400	45.0	発電事業、売電事業その他付随または関連する一切の事業
兵庫クレー株式会社	25	36.2	炭カル、インクジェット紙用顔料製造
フォレストル・ティエラ・チレーナLtda.	5,096千米ドル (当社出資簿価は1円)	50.0	2018年1月に土地・植林資産を譲渡 ※清算手続中

④ その他

王子ホールディングス株式会社は、当社の議決権の33%を所有しており、当社は王子ホールディングス株式会社の持分法適用の関連会社であります。

(8) 主要な事業内容 (2025年3月31日現在)

機能商品事業	インクジェット用紙、感熱紙、PPC用紙、その他情報用紙、建築用原紙、機能性不織布、感光材料
紙素材事業	非塗工印刷用紙、微塗工印刷用紙、塗工印刷用紙、特殊印刷用紙、衛生用紙 包装用紙、白板紙、その他特殊用紙、晒クラフトパルプ、特殊パルプ
その他事業	エンジニアリング業務

(9) 主要な営業所及び工場 (2025年3月31日現在)

① 当社

本社	東京都墨田区両国二丁目10番14号
工場・事業所	高砂工場（兵庫県）、京都工場（京都府）、八戸工場（青森県）、北上工場（岩手県）、富士工場（静岡県）
研究所	高砂R&Dセンター（兵庫県）、京都R&Dセンター（京都府）

② 子会社等

機能商品事業	三菱ペーパーホールディング（ヨーロッパ） GmbH（ドイツ） 三菱ハイテクペーパーヨーロッパ GmbH（ドイツ） 三菱イメージング（エム・ピー・エム）,Inc.（アメリカ） 珠海清菱浄化科技有限公司（中国）
紙素材事業	三菱王子紙販売(株)（東京都）、東邦特殊パルプ(株)（東京都） エム・ピー・エム・オペレーション(株)（青森県） エム・ピー・エム・王子ホームプロダクツ(株)（青森県） 浪速通運(株)（大阪府）
その他事業	三菱製紙エンジニアリング(株)（青森県）

(10) 従業員の状況 (2025年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

事業区分	従業員数
機能商品	1,320名
紙素材	1,115名
その他	182名
全社（共通）	103名
合 計	2,720名 (前期比112名減)

(注) 全社（共通）として記載されている従業員数は、特定の事業区分に区分できない管理部門に所属しているものであります。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減数	平均年齢	平均勤続年数
905名	298名増	47.5歳	24.5年

(注) 上記のほか442名が子会社等に出向しております。

(11) 主要な借入先 (2025年3月31日現在)

借入先	借入額（百万円）
シンジケートローン	10,960
株式会社三菱UFJ銀行	9,373
農林中央金庫	6,560
株式会社日本政策投資銀行	3,811
株式会社南都銀行	3,810
株式会社常陽銀行	3,575

(注) シンジケートローンは、株式会社三菱UFJ銀行を幹事とする金融機関23社の協調融資によるもの及び農林中央金庫を幹事とする金融機関4社の協調融資によるものです。

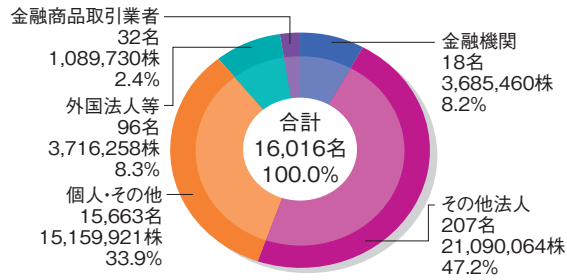
2 会社の株式に関する事項 (2025年3月31日現在)

(1) 発行可能株式総数 90,000,000株

(2) 発行済株式の総数 44,741,433株

(3) 株主数 16,016名
(前期末比 510名減)

所有者別分布状況



(4) 大株主

株主名	持株数 (株)	持株比率 (%)
王子ホールディングス株式会社	14,693,000	32.9
那須 功	2,103,500	4.7
INTERACTIVE BROKERS LLC	1,946,800	4.4
木田 裕介	1,034,600	2.3
三菱製紙取引先持株会	968,450	2.2
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (役員報酬BIP信託口・76599口)	822,756	1.8
上田八木短資株式会社	692,200	1.5
農林中央金庫	650,000	1.5
寺田 英司	598,000	1.3
富士フィルムホールディングス株式会社	567,000	1.3

(注) 持株比率は自己株式 (77,295株) を控除して計算しております。なお、自己株式には役員報酬BIP信託の所有する当社株式を含んでおりません。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

	株式数	交付対象者
取締役 (社外取締役を除く)	0株	0名

(注) 当社の株式報酬の内容につきましては、「3. 会社役員に関する事項 (4) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額」に記載のとおりです。

3 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名及び重要な兼職の状況 (2025年3月31日現在)

会社における地位	氏名	重要な兼職の状況
代表取締役社長	木坂 隆一	
代表取締役	眞田 茂春	
取締役	高上 裕二	
取締役	中川 邦弘	
取締役	中内 一裕	
取締役	片岡 義広	片岡総合法律事務所 パートナー所長 清水建設プライベートリート投資法人 監督役員
取締役	渡邊 敦子	渡邊総合法律事務所 代表 ホッカンホールディングス株式会社 社外取締役
取締役	灘原 壮一	国立大学法人 東海国立大学機構 名古屋大学 客員教授 学校法人永守学園 京都先端科学大学 特任教授
常勤監査役	楠田 康之	
常勤監査役	大塚 伸子	
監査役	殿岡 裕章	学校法人日本社会事業大学 評議員
監査役	滝沢 聡	三菱UFJトラストビジネス株式会社 代表取締役社長

(2) 執行役員の氏名及び担当 (2025年3月31日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
* 社長執行役員	木坂 隆一	－
* 副社長執行役員	眞田 茂春	コーポレート・ガバナンス本部 管掌 企画管理本部長、サステナビリティ推進担当役員
* 常務執行役員	高上 裕二	紙素材事業部長 三菱王子紙販売株式会社 取締役社長
* 常務執行役員	中川 邦弘	機能商品事業部長 研究開発本部、ドイツ事業 管掌 富士工場長
* 常務執行役員	中内 一裕	技術本部長 研究開発本部 副本部長 三菱製紙エンジニアリング株式会社 取締役社長
執行役員	小林 裕昭	八戸工場長 兼 北上工場長、紙素材事業部 副事業部長 エム・ピー・エム・オペレーション株式会社 取締役社長
執行役員	藤浦 貴夫	コーポレート・ガバナンス本部長
執行役員	及川 浩典	高砂工場長 兼 京都工場長、機能商品事業部 副事業部長
執行役員	相澤和佳奈	研究開発本部長 兼 知的財産部長、技術本部 副本部長
ミッション・エグゼクティブ	茂原 宏	珠海清菱浄化科技有限公司 董事長 兼 総経理 機能商品事業部 副事業部長
ミッション・エグゼクティブ	淵脇 隆樹	内部監査部長
ミッション・エグゼクティブ	藤田 郁夫	機能商品事業部 副事業部長 三菱王子紙販売株式会社 常務執行役員
ミッション・エグゼクティブ	水島 藤孝	ドイツ事業担当 三菱ペーパーホールディング (ヨーロッパ) GmbH 社長 三菱ハイテックペーパーヨーロッパGmbH 社長 三菱イメージング (MII), Inc. 社長
ミッション・エグゼクティブ	塚田 英孝	富士工場 工場長代理、機能商品事業部 副事業部長 三菱王子紙販売株式会社 常務執行役員
ミッション・エグゼクティブ	徳永 幸雄	機能商品事業部 副事業部長 兼 機能商品営業部長 三菱王子紙販売株式会社 取締役常務執行役員
ミッション・エグゼクティブ	中村 禎男	紙素材事業部 副事業部長 三菱王子紙販売株式会社 取締役常務執行役員
ミッション・エグゼクティブ	山中 浩司	企画管理本部 副本部長 兼 海外事業統括部長 三菱王子紙販売株式会社 取締役常務執行役員
ミッション・エグゼクティブ	池田 光弘	北上工場 工場長代理
ミッション・エグゼクティブ	井能 裕之	八戸工場 工場長代理 エム・ピー・エム・オペレーション株式会社 取締役事務部長

* 印の執行役員は取締役を兼務しております。

- (注) 1. 取締役 片岡義広氏、取締役 渡邊敦子氏及び取締役 灘原壮一氏は、社外取締役であります。
2. 監査役 大塚伸子氏、監査役 殿岡裕章氏及び監査役 滝沢 聡氏は、社外監査役であります。
3. 監査役 大塚伸子氏は、国税局及び税理士法人や王子ホールディングス株式会社に於て長年にわたる税務、会計及び内部監査の分野を経験し、財務及び会計に関する高度の知見を有しております。
4. 監査役 殿岡裕章氏は、明治安田生命保険相互会社に於て取締役執行役副社長を務めるなど、金融機関における長年の経験があり、経理及び財務に関する専門的知見を有しております。
5. 監査役 滝沢 聡氏は、三菱UFJ信託銀行株式会社に於て取締役専務執行役員を務めるなど、金融機関における長年の経験があり、経理及び財務に関する専門的知見を有しております。
6. 取締役 片岡義広氏、取締役 渡邊敦子氏、取締役 灘原壮一氏、監査役 殿岡裕章氏及び監査役 滝沢 聡氏につきましては、東京証券取引所に対し、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として届け出ております。
7. 当事業年度中開催の第159回定時株主総会（2024年6月27日）の翌日以降事業年度末日までに就任または退任した取締役及び監査役はおりません。

8. 2025年4月1日付で執行役員及びミッション・エグゼクティブの担当を次のとおり変更しております。

地位	氏名	担当
社長執行役員	木坂 隆一	企画管理本部長
副社長執行役員	眞田 茂春	コーポレート・ガバナンス本部長 サステナビリティ推進担当役員
常務執行役員	高上 裕二	紙素材事業部長 三菱王子紙販売株式会社 取締役社長
常務執行役員	中川 邦弘	機能商品事業部長 研究開発本部、ドイツ事業 管掌 富士工場長
常務執行役員	中内 一裕	技術本部長 研究開発本部 副本部長 三菱製紙エンジニアリング株式会社 取締役社長
執行役員	及川 浩典	高砂工場長 兼 京都工場長 機能商品事業部 副事業部長
執行役員	相澤和佳奈	研究開発本部長 兼 知的財産部長 兼 高砂R&Dセンター所長 技術本部 副本部長
執行役員	中村 禎男	紙素材事業部 副事業部長 北上工場 工場長代理 三菱王子紙販売株式会社 取締役常務執行役員
ミッション・エグゼクティブ	茂原 宏	技術本部 副本部長
ミッション・エグゼクティブ	藤田 郁夫	機能商品事業部 副事業部長 兼 産業資材営業部長 三菱王子紙販売株式会社 常務執行役員 珠海清菱净化科技有限公司 董事長
ミッション・エグゼクティブ	水島 藤孝	ドイツ事業担当 三菱ペーパーホールディング（ヨーロッパ） GmbH 社長 三菱ハイテクペーパーヨーロッパ GmbH 社長 三菱イメージング（MII）, Inc. 社長
ミッション・エグゼクティブ	塚田 英孝	富士工場 工場長代理 機能商品事業部 副事業部長 三菱王子紙販売株式会社 常務執行役員
ミッション・エグゼクティブ	徳永 幸雄	機能商品事業部 副事業部長 三菱王子紙販売株式会社 取締役常務執行役員
ミッション・エグゼクティブ	井能 裕之	八戸工場 工場長代理 エム・ピー・エム・オペレーション株式会社 取締役事務部長
ミッション・エグゼクティブ	小幡 浩司	企画管理本部 副本部長 兼 原材料部長
ミッション・エグゼクティブ	野口 洋隆	コーポレート・ガバナンス本部 副本部長
ミッション・エグゼクティブ	石黒 秀明	八戸工場長 兼 北上工場長 紙素材事業部 副事業部長 エム・ピー・エム・オペレーション株式会社 取締役
ミッション・エグゼクティブ	扇谷 浩	技術本部 副本部長 兼 技術部長
ミッション・エグゼクティブ	本蔵 武志	八戸工場工場長代理 エム・ピー・エム・オペレーション株式会社 取締役社長 兼 コンバーティング部長

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結し、当該保険により被保険者がその地位に基づいて行った行為に起因して、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がされた場合の法律上の損害賠償金及び争訟費用を填補することとしております。ただし、被保険者が違法に利益または便宜を得たこと、犯罪行為、不正行為、詐欺行為または法令、規則または取締役法規に違反することを認識しながら行った行為に起因する損害賠償は上記保険契約によっても填補されません。

当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は当社の取締役及び監査役並びに管理職従業員であり、すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

(4) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

① 取締役および監査役の報酬等に関する株主総会の決議に関する事項

当社取締役の金銭報酬の額は、2021年6月25日開催の第156回定時株主総会において年額2億8千万円以内と決議しております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は8名（うち社外取締役2名）です。

また、金銭報酬とは別枠で、同株主総会において取締役及び執行役員（社外取締役、非常勤取締役及び国内非居住者を除く）に対する業績連動型株式報酬制度として、1事業年度を対象として150百万円を上限とする金員を信託に拠出し、当該信託を通じて交付等が行われる当社株式の数の上限は3事業年度を対象として合計180万ポイント（180万株相当）とすることが決議されています。当該定時株主総会終結時点の対象となる取締役（社外取締役、非常勤取締役及び国内非居住者を除く）の員数は5名です。

当社監査役の金銭報酬の額は、1986年6月27日開催の第121回定時株主総会において月額7百万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は3名（うち社外監査役2名）です。

② 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針

イ. 方針の内容

当社は、2022年5月12日の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針を以下のように定めています。

当社は、取締役及び執行役員の報酬は企業の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に向けて意欲を高めることができる、適切かつ公正でバランスの取れたものとするを、コーポレートガバナンスに関する基本方針に定めており、取締役会の諮問機関である社外取締役を委員長とする指名報酬委員会へ諮問した上で、取締役会で決議することとしております。

取締役（社外取締役、非常勤取締役を除く）の報酬は、金銭による報酬と株式報酬から構成されるものとし、株式報酬については業績と連動しない固定部分と、業績と連動する業績連動部分から成る方式としております。株式報酬の固定部分は取締役の役位に応じた一定数の株式交付ポイントの付与を行うものです。株式報酬の業績連動部分は、取締役の役位に応じて対象期間における各事業年度の連結営業利益等の額に連動した株式交付ポイントの付与を行うものです。なお、業績連動報酬に係る指標は、会社業績との連動性が高く、かつ透明性・客観性の高い役員報酬制度とするため、連結業績予想として公表している連結営業利益額等としております。また、株式報酬については、取締役の退任後に、交付される株式総数

(株式交付1ポイントにつき当社株式1株)が確定します。

社外取締役の報酬につきましては独立性の観点から、また、非常勤取締役の報酬につきましては業務執行を行わないことから、それぞれ株式報酬は導入せず金銭による固定報酬のみとしております。

ロ. 業績連動報酬と業績連動報酬以外の構成割合

取締役の報酬は、金銭による報酬と株式報酬から構成されるものとし、株式報酬については業績と連動しない固定部分と、業績と連動する業績連動部分から成る方式としております。

基準となる区分毎の構成割合は以下のとおりです。

区分	金銭報酬	株式報酬		計
		非金銭報酬 (固定)	非金銭報酬 (業績連動)	
取締役(社外取締役、非常勤取締役を除く)	78%	11%	11%	100%
社外取締役、非常勤取締役	100%	—	—	100%

- (注) 1. 取締役(社外取締役、非常勤取締役を除く)の金銭報酬は、取締役の役位及び前年度の各取締役の考課に応じて決定されます。
金銭報酬は基本報酬と役員考課部分から成り、役員考課部分の合計は対象役員の基本報酬合計額の20%を上限とします。
2. 前年度の各取締役の考課や業績連動報酬の支給額によって、実際の構成割合は変動します。

ハ. 株式報酬の算定方法

(固定部分)

固定部分は、取締役の役位に応じて決定される固定額で「固定株式交付ポイント」により算定します。

固定株式交付ポイント：役位別株式報酬基準額×0.5÷本信託による当社株式の平均取得価格^{※1}

(業績連動部分)

取締役の役位及び業績連動係数に応じて決定される「業績連動株式交付ポイント」により算定します。

業績連動株式交付ポイント：役位別株式報酬基準額×0.5×業績連動係数^{※2}

÷本信託による当社株式の平均取得価格^{※1}

- ※1 信託期間の延長が行われた場合には、本信託延長後の当社株式の平均取得価格とします。
※2 業績連動係数は、各事業年度の連結営業利益の目標達成度に応じた係数とし、かかる目標連結営業利益の額の設定と共に取締役会にて決議するものとします。適用する業績連動係数の値は、次の通りとなります。なお、当期の目標連結営業利益の額は80億円、実績額は45億6千7百万円となりました。2026年3月期の目標連結営業利益の額は80億円です。

<算定式>

業績連動係数＝連結営業利益の目標達成度（連結営業利益の実績値は1億円未満を切り捨てた上で計算し、1%未満は切り捨てて算出）に応じた係数
当期の業績連動係数＝45億円÷80億円＝56%

(連結営業利益の目標達成度に応じた係数テーブル)

目標達成度	業績連動係数
0%以下(赤字)	0%
0%超100%未満	目標達成度
100%	100%
100%超200%未満	100%+(目標達成度－100%)÷2
200%以上	150%

なお、ポイントは退任時に確定し、納税資金見合いを一定割合金銭換価し、支給します。

二. キャッシュプラン

国内非居住者に対しては、業績連動型株式報酬制度に代えて、キャッシュプラン制度を適用し、会社株式の株価に連動した金銭の支給を行います。本制度では取締役および執行役員等の株式報酬に関する規程に従い、業績連動型株式報酬制度と同一のポイント計算を行い、算定したポイントをキャッシュプランポ

イントとして付与します。付与されたポイントは1年の職務期間毎あるいは本制度非対象者となった時点で、累積したポイント数に会社株式の株価を乗じた金銭が支給されます。

③ 報酬の決定方法

当社は取締役会の諮問機関として、代表取締役及び独立社外取締役から選任し、委員長は独立社外取締役が務める指名報酬委員会を設置しています。指名報酬委員会は、取締役会からの諮問を受けて、上記②の方針を踏まえ、取締役及び執行役員の報酬に関する方針及び個人別の報酬の内容について検討し、取締役会に答申を行います。

④ 取締役及び監査役の報酬等の総額

区分	対象人数 (名)	報酬等の 総額 (百万円)	報酬等の種別の総額及び支給対象人数							
			固定報酬		株式報酬				キャッシュプラン	
			金銭報酬		非金銭報酬（固定）		非金銭報酬（業績連動）		金銭報酬	
			対象人数 (名)	総額 (百万円)	対象人数 (名)	総額 (百万円)	対象人数 (名)	総額 (百万円)	対象人数 (名)	総額 (百万円)
取締役	10	184	10	150	5	17	5	8	1	7
監査役	4	53	4	53	－	－	－	－	－	－
合 計 (うち社外役員)	14 (7)	237 (58)	14 (7)	203 (58)	5 (－)	17 (－)	5 (－)	8 (－)	1 (－)	7 (－)

(注) 1. 上表には、2024年6月27日開催の第159回定時株主総会終結の時を以て退任した取締役2名の在任中の報酬等の額が含まれております。
2. 上記の株式報酬及びキャッシュプランの各総額は、当期に費用計上した金額の合計額であります。株式報酬及びキャッシュプランの実績連動部分は、事業年度終了後に実際の連結営業利益の目標達成度を踏まえて確定いたします。

⑤ 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が取締役会が決定した方針に沿うものであると判断した理由

取締役の個人別の報酬等の決定に際しては、独立社外取締役を委員長とする指名報酬委員会において、上記②の方針を踏まえ多角的に適正性を審議し、取締役会に答申を行い、その審議過程及び答申に基づき取締役会で決議していることから、当事業年度中の取締役の個人別の報酬等の内容は、当該方針に沿うものであると判断しています。

(5) 社外役員に関する事項 (2025年3月31日現在)

イ. 重要な兼職の状況及び当社と兼職先との関係

取締役 片岡義広氏は、片岡総合法律事務所パートナー所長、清水建設プライベートリート投資法人の監督役員であります。上記兼職先と当社の間には、特別な関係はありません。

取締役 渡邊敦子氏は、渡邊総合法律事務所代表、ホッカンホールディングス株式会社の社外取締役であります。上記兼職先と当社の間には、特別な関係はありません。

取締役 灘原壮一氏は、国立大学法人 東海国立大学機構 名古屋大学の客員教授及び学校法人永守学園 京都先端科学大学の特任教授であります。上記兼職先と当社の間には、特別な関係はありません。

監査役 殿岡裕章氏は、学校法人日本社会事業大学の評議員であります。上記兼職先と当社の間には、特別な関係はありません。

監査役 滝沢 聡氏は、三菱UFJトラストビジネス株式会社の代表取締役社長であります。上記兼職先と当社の間には、特別な関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

- ・取締役会及び監査役会への出席状況

		取締役会	監査役会
取締役	片岡義広	16回中16回（100％）	－
取締役	渡邊敦子	16回中16回（100％）	－
取締役	灘原壮一	11回中11回（100％）	－
監査役（常勤監査役）	大塚伸子	16回中16回（100％）	15回中15回（100％）
監査役	殿岡裕章	16回中16回（100％）	15回中15回（100％）
監査役	滝沢聡	16回中16回（100％）	15回中15回（100％）

- ・取締役会及び監査役会における発言状況等

取締役 片岡義広氏は、企業法務に精通した弁護士の経験と見識に基づき、独立した客観的な立場から質問や提言を行うなど、重要事項の決定及び業務執行の監督の役割を果たしております。また、指名報酬委員会の委員長を務め、当事業年度に開催された委員会5回の全てに出席し、役員候補者の選定や役員報酬の決定等に関する客観性を高めるなど、当社のコーポレートガバナンスの強化に貢献しております。

取締役 渡邊敦子氏は、企業法務に精通した弁護士の経験と見識に基づき、独立した客観的な立場から質問や提言を行うなど、重要事項の決定及び業務執行の監督の役割を果たしております。また、指名報酬委員会の委員を務め、当事業年度の任期中に開催された委員会3回のうち全てに出席し、役員候補者の選定や役員報酬の決定等に関する客観性を高めるなど、当社のコーポレートガバナンスの強化に貢献しております。

取締役 灘原壮一氏は、複数のメーカーで研究開発に携わり、経営の一翼を担いながら、国内外の大学や企業等と連携し技術獲得を促進してきた豊富な経験に基づき、独立した客観的な立場から質問や提言を行うなど、重要事項の決定及び業務執行の監督の役割を果たしており当社のコーポレートガバナンスの強化に貢献しております。

監査役 大塚伸子氏は、国税局及び税理士法人や王子ホールディングス株式会社での税務・会計及び監査に係る専門的知見に基づき、客観的な立場から有益な発言を行うなど、当社の業務執行について適切かつ実効的に監査しております。

監査役 殿岡裕章氏は、生命保険会社の経営に携わった経験と、経理・財務全般に係る専門的知見に基づき、独立した客観的な立場から有益な発言を行うなど、当社の業務執行について適切かつ実効的に監査しております。

監査役 滝沢 聡氏は、信託銀行の経営に携わった経験と経理・財務全般に係る専門的知見に基づき、独立した客観的な立場から有益な発言を行うなど、当社の業務執行について適切かつ実効的に監査しております。

- ・当社子会社における不適切事案への対応

対処すべき課題に記載しておりますとおり、当社100％子会社である三菱製紙エンジニアリング株式会社白河事業所で製造していた耐熱プレスボード製品の品質検査の不適切事案が判明し、2024年5月10日に事案の内容が公表されました。その後、外部専門家で構成される特別調査委員会による調査報告書を2025年5月14日に公表しております。社外取締役及び社外監査役の各氏は、平素よりコンプライアンス経営の視点に立ち、取締役会等で発言する等、その職責を適切に遂行しております。当該事実が判明するまで、当該事実を認識しておりませんでした。上記事実の判明後においても、取締役会・監査役会等において、全容解明、原因究明のための徹底した調査、再発防止に向けた更なるコンプライアンス体制の強化策等について提言等を行っております。

ハ. 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役並びに各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、いずれも金1千万円または法令が定める額のいずれか高い額としております。

4 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 (2025年3月31日現在) EY新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	報酬等の額
イ. 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等	65百万円
ロ. 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額	83百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の契約において会社法上の会計監査人の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分していないため、上記のイ. の金額には、これらの合計額を記載しております。
2. 当社の重要な子会社のうち、三菱ペーパーホールディング（ヨーロッパ） GmbH、三菱ハイテクペーパーヨーロッパ GmbH、三菱イメージング（エム・ピー・エム）,Inc.、珠海清菱淨化科技有限公司は、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の計算関係書類の監査〔会社法及び金融商品取引法（これに相当する外国の法令等を含む。）の規定によるものに限る。〕を受けております。
3. 会計監査人の報酬等の額には、前事業年度に係る追加報酬4百万円が含まれております。
4. 監査役会は、日本監査役協会の「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人と社内関係部署から前事業年度の監査計画と実績の比較、監査時間及び報酬額の推移等必要な資料を入手し、説明を受け、さらに他社の監査報酬水準等を確認したうえで、当事業年度の監査計画内容及び報酬額見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について妥当であると判断し、会社法第399条第1項の同意をいたしました。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合には、監査役全員の同意によりこれを解任します。

また上記の場合のほか、会計監査人の適格性、独立性を害する事由の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認める場合等、その必要があると判断した場合には、監査役会は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出します。

5 剰余金の配当等の決定に関する方針

剰余金の配当等の決定に関しましては、株主への利益還元を経営の重要課題と位置づけ、各事業年度の業績と将来に向けた成長投資を総合的に勘案しながら、配当を安定的に維持することを基本方針としております。

当事業年度の配当につきましては、過去3年間の業績安定化及び将来的にも収益拡大が見込まれることを勘案し、前期比5円増の1株当たり15円の期末配当を実施することといたしました。

2026年3月期の配当につきましても、上記基本方針に基づき、1株当たり15円の期末配当を予定しております。

なお、当社は会社法第459条に基づき、取締役会の決議によって剰余金の配当等を行う旨を定款に定めております。

連結計算書類

連結貸借対照表

(単位：百万円)

科目	第160期 2025年3月31日現在	科目	第160期 2025年3月31日現在
資産の部		負債の部	
流動資産	91,512	流動負債	88,882
現金及び預金	6,239	支払手形及び買掛金	21,258
受取手形	7,948	電子記録債務	3,221
売掛金	31,724	短期借入金	42,014
商品及び製品	21,737	コマーシャル・ペーパー	10,000
仕掛品	6,736	リース債務	229
原材料及び貯蔵品	13,547	未払費用	6,619
その他	3,618	未払法人税等	2,026
貸倒引当金	△40	契約負債	308
		その他	3,204
固定資産	116,704	固定負債	34,052
有形固定資産	66,684	長期借入金	19,864
建物及び構築物	16,443	リース債務	227
機械装置及び運搬具	27,589	繰延税金負債	6,039
土地	20,420	株式給付引当金	152
リース資産	405	役員退職慰労引当金	5
建設仮勘定	840	退職給付に係る負債	5,559
その他	985	資産除去債務	940
無形固定資産	1,338	その他	1,262
その他	1,338	負債合計	122,934
投資その他の資産	48,681	純資産の部	
投資有価証券	24,813	株主資本	63,914
長期貸付金	3	資本金	36,561
退職給付に係る資産	22,379	資本剰余金	6,524
繰延税金資産	724	利益剰余金	21,233
その他	830	自己株式	△405
貸倒引当金	△69	その他の包括利益累計額	21,341
資産合計	208,217	その他有価証券評価差額金	8,039
		為替換算調整勘定	1,100
		退職給付に係る調整累計額	12,201
		非支配株主持分	26
		純資産合計	85,282
		負債及び純資産合計	208,217

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(単位：百万円)

科目	第160期	
	2024年4月 1 日から 2025年3月31日まで	
売上高		175,942
売上原価		150,779
売上総利益		25,162
販売費及び一般管理費		20,595
営業利益		4,567
営業外収益		
受取利息	22	
受取配当金	502	
持分法による投資利益	706	
その他	364	1,595
営業外費用		
支払利息	1,019	
為替差損	49	
災害による損失	237	
その他	307	1,614
経常利益		4,548
特別利益		
固定資産処分益	4,032	
投資有価証券売却益	1,834	
その他	119	5,985
特別損失		
固定資産処分損	155	
減損損失	1,660	
特別調査関連費用	201	
事業再構築費用	59	
その他	253	2,330
税金等調整前当期純利益		8,203
法人税、住民税及び事業税		1,957
法人税等調整額		1,896
当期純利益		4,348
非支配株主に帰属する当期純利益		5
親会社株主に帰属する当期純利益		4,343

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表

科目	第160期 2025年3月31日現在
資産の部	
流動資産	69,132
現金及び預金	4,589
受取手形	229
売掛金	29,135
商品及び製品	16,353
仕掛品	4,137
原材料及び貯蔵品	10,037
前渡金	19
前払費用	330
短期貸付金	2,256
未収入金	1,337
その他	704
固定資産	88,143
有形固定資産	54,894
建物	10,818
構築物	2,651
機械及び装置	23,794
車両運搬具	35
工具、器具及び備品	326
土地	15,959
山林及び植林	442
リース資産	70
建設仮勘定	795
無形固定資産	1,305
商標権	0
ソフトウェア	1,236
その他	68
投資その他の資産	31,943
投資有価証券	5,780
関係会社株式	7,326
関係会社出資金	9,330
長期貸付金	1,452
長期前払費用	108
前払年金費用	6,228
繰延税金資産	1,395
その他	343
貸倒引当金	△22
資産合計	157,275

(単位：百万円)

科目	第160期 2025年3月31日現在
負債の部	
流動負債	79,012
買掛金	13,657
電子記録債務	2,601
短期借入金	45,741
コマーシャル・ペーパー	10,000
リース債務	28
未払金	1,400
未払費用	5,093
未払法人税等	151
契約負債	176
前受収益	33
預り金	87
営業外電子記録債務	40
その他	0
固定負債	20,417
長期借入金	18,782
リース債務	50
株式給付引当金	152
資産除去債務	940
その他	491
負債合計	99,430
純資産の部	
株主資本	55,477
資本金	36,561
資本剰余金	8,094
資本準備金	8,094
利益剰余金	11,182
利益準備金	66
その他利益剰余金	11,115
繰越利益剰余金	11,115
自己株式	△360
評価・換算差額等	2,367
その他有価証券評価差額金	2,367
純資産合計	57,845
負債及び純資産合計	157,275

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(単位：百万円)

科目	第160期	
	2024年4月 1 日から 2025年3月31日まで	
売上高		106,347
売上原価		91,410
売上総利益		14,936
販売費及び一般管理費		9,838
営業利益		5,098
営業外収益		
受取利息及び配当金	3,836	
雑収入	311	4,148
営業外費用		
支払利息	590	
災害による損失	241	
雑損失	274	1,106
経常利益		8,139
特別利益		
投資有価証券売却益	1,703	
抱合せ株式消滅差益	3,246	
その他	90	5,040
特別損失		
固定資産処分損	151	
減損損失	1,660	
特別調査関連費用	201	
その他	7	2,019
税引前当期純利益		11,160
法人税、住民税及び事業税		18
法人税等調整額		1,777
当期純利益		9,364

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査人監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2025年5月28日

三菱製紙株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	阿部正典
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	井上拓

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、三菱製紙株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱製紙株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業の前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関する責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2025年5月28日

三菱製紙株式会社
取締役会 御中

EY日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員	公認会計士	阿部正典
業務執行社員		
指定有限責任社員	公認会計士	井上拓
業務執行社員		

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、三菱製紙株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第160期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第160期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及びEY新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③ 事業報告の「会社の支配に関する基本方針」に記載されている当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針及び各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項はありません。
なお、事業報告に記載の、当社子会社における品質検査に係る不適切行為に関し、監査役会は、外部専門家で構成された特別調査委員会の調査結果、及び経営陣による再発防止策の実施状況を確認しております。引き続きこれらの進捗状況を注視してまいります。
- ④ 事業報告の「会社の支配に関する基本方針」については、指摘すべき事項はありません。当該基本方針に基づく各取組みは当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月28日

三菱製紙株式会社 監査役会

常勤監査役 楠田 康之 ㊞

常勤監査役 大塚 伸子 ㊞

監査役 殿岡 裕章 ㊞

監査役 滝沢 聡 ㊞

(注) 常勤監査役 大塚伸子、監査役 殿岡裕章及び滝沢 聡は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

本招集ご通知は、当社生産のF S C®森林認証紙「森の町内会 軽塗エマット F S C 認証-M X」を使用しております。



本招集ご通知で使用している用紙は、森を元気にするために間伐した木材の有効活用に役立っています。

